2019年

# 10月1日から

子育でに係る経済的負担を軽減するため、本年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されます。いずれの施設をご利用の場合も、給食費・通園費等は無償化の対象外となります。その他注意事項に関しましては、市ホームページでご確認ください。

手続き方法につきましては、7月以降市ホームページ等でお知らせいたします(障害児通園施設に関しては、無償化に伴う手続きは必要ありません。該当施設は市ホームページに掲載しております)。



施設類型	保育の必要性(※1)		対象者(4月1日時点の年齢)	無償化上限額(月額)
認可保育所、認定こども園(※2)、 地域型保育事業	必	要	非課税世帯のO~2歳児	全額
			3~5歳児	
幼稚園	不	要	<mark>3~5</mark> 歳児(※3)	25,700円
認可外保育施設等(※4)	必	要	非課税世帯の0~2歳児	42,000円
			3~5歳児	37,000円
幼稚園の預かり保育	必	要	<mark>3∼5</mark> 歳児(※5)	11,300円
障害児通園施設	不	要	3~5歳児	全額

- ※1 就労等の理由により、保護者が当該児童を保育することが困難である旨の認定を受けること。
- ※2 認定こども園のうち、教育時間(4時間程度)の利用者については保育の必要性は不要。
- ※3 3歳の誕生日の前日から無償化の対象。
- ※4 認可外保育施設(相模原市認定保育室を含む)、ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター等。 複数利用の場合は合計金額が上限に達するまで無償化の対象。
- ※5 非課税世帯の満3歳児(3歳の誕生日の前日から、3歳になってから最初の3月31日までの間の子ども)の場合は、16,300円までが無償化。

# 【お問合せ】 市コールセンター 2042-770-7777

相模原市 ホームページの ご案内

市トップページ⇒「暮らし・手続き」⇒「子育て」⇒「幼児教育・保育の無償化について」 http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kosodate/1015157.html



- 障害児通園施設とその他の無償化対象施設を併用した場合は、 どちらも無償化の対象となります。
- 幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業と認可外 保育施設等を併用した場合、認可外保育施設等の利用分は無償化 の対象にはなりませんが、幼稚園が預かり保育を実施していない 場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合に限り、幼稚園と 認可外保育施設等の併用が可能です。

### 【施設別の無償化対象判別図】

幼稚園、認定こども園(教育時間利用(※1))

保育の必要性

あり

なし

教育時間のみ無償 (上限:25,700円)

教育時間+預かり保育が無償 (上限:25,700円+11,300円)



認可保育所等、認定こども園(保育時間利用(※2))、障害児通園施設

(※3)3~5歳児クラス

何歳?

0~2歳児クラス

無償

はい

無償

非課税世帯?

いいえ

無償化の対象外

## 認可外保育施設等

保育の必要性

無償化の対象外

3~5歳児クラス

**※** 1

無償 (上限37,000円)

あり

何歳?

無償 (上限42,000円)

O~2歳児クラス 非課税世帯?

いいえ

はい

無償化の対象外

8時間以上の利用

通常の幼稚園利用時間(4時間程度) ※2 **※** 3 3歳になったあとの最初の4月1日以降